

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

〔所管省庁名：国土交通省〕

| 【独立行政法人名】独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | |
|--------------------------------|--|
| 1. 根拠法令 | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号） 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号） |
| 2. 従事者数 | 役員数 15名（平成17年4月1日現在） 職員数 1,830名（平成17年4月1日現在） |
| 3. 予算額 | 22,964億円（平成17年度） |
| 4. 事務・事業の内容 | <p>(1) 鉄道建設・保有業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備新幹線等の鉄道施設の建設・保有等 <p>(2) 特例業務（土地処分業務を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧国鉄職員の年金の給付に要する費用等の支払業務の遂行に必要な原資に充てるために旧国鉄から承継した土地や株式の処分を行い、旧国鉄職員の年金の給付に要する費用等の支払を行うこと等 <p>(3) 船舶共有建造業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構と海上運送事業者が費用を分担して船舶を共同建造し、竣工後は、その船舶について、機構と事業者との共有とした上で事業者が使用・管理し、機構が負担した建造資金について船舶使用料として共有期間を通じて毎月事業者から徴収する制度（旧 船舶整備公団業務） |
| 5. 民間開放の状況 | <p>(鉄道建設・保有業務)</p> <p>○ 鉄道施設の建設については、従前から鉄道事業者（第一種鉄道事業者及び第三種鉄道事業者）が行うこととされており、既に民間開放されているところである。</p> <p>○ 整備新幹線の鉄道施設については、全国新幹線鉄道整備法に基づき国土交通大臣から建設主体として指名を受けた機構が、国及び都道府県からの工事費の公的負担のもとで建設し、公的施設であるこれらの施設を保有し、営業主体に貸し付け、次の整備新幹線の建設においては、公的負担のほかに、当該貸付料も可能な分を充てて建設するスキームとなっている。具体の建設工事の施工については、その全てをゼネコン等の民間企業に発注しているところである。</p> <p>○ 整備新幹線以外の鉄道施設については、鉄道事業者から機構による工事の申出があった場合、国土交通大臣の指示を受けた機構が建設し、完成した施設を長期年賦で鉄道事業者に貸付け又は譲渡してきたが、独立行政法人化の際に新規事業採択を行わないこととしており、現在は既に指示を受けた鉄道施設の建設を行っている。具体の建設工事の施工については、その全てをゼネコン等の民間企業に発注しているところである。</p> <p>○ 機構が鉄道事業者の委託を受けて行う鉄道施設の建設については、鉄道建設に係る十分な技術力・要員を有していない地方公共団体、第三セクター等から委託を受け、委託者からの求めに応じて、機構の持つ高水準の総合的な技術力を調査・計画・建設に提供しているものである。機構は、十分な技術力・要員を有する民間の鉄道事業者による鉄道建設を妨げてはいない。具体の建設工事の施工については、その全てをゼネコン等の民間企業に発注している。</p> <p>(土地処分業務)</p> <p>○ 売却準備のための更地化に必要な鉄道施設の移転撤去工事や土地売却に必要な売却地の測量登記、除草等の土地の維持管理、鑑定評価、入札公告時の新聞・パンフレット等の公告等を民間に委託している。</p> <p>(船舶共有建造業務)</p> <p>○ 船舶共有建造業務そのものは、特段法令等で規制されておらず、機構以外の法人が同様の事業を行うことは可能である。しかしながら、資金力、担保力に乏しい中小事業者に対して、民間企業が長期・低利・無担保により多額の建造資金を提供することは困難であるため、船舶共有建造業務を行う民間企業は現在のところ存在しない。</p> |

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

〔所管省庁名：国土交通省〕

【独立行政法人名】独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

6. 当該独立行政法人を廃止した場合の影響

(鉄道建設・保有業務)

○ 整備新幹線の鉄道施設については、全国新幹線鉄道整備法に基づき国土交通大臣から建設主体として指名を受けた機構が、国及び都道府県からの工事費の公的負担のもとで建設し、公的施設であるこれらの施設を保有し、営業主体に貸し付け、次の整備新幹線の建設においては、公的負担のほかに、当該貸付料も可能な分を充てて建設するスキームにより整備を進めているところであり、その際、公共法人としての税制上の特例を受けることも可能である。このため、建設主体として機構を指名することが適当である。

○ 過去に建設し、現在貸付け又は譲渡を行っている既存の整備新幹線以外の鉄道施設については、機構が財政投融资の借入れや債券発行等により資金を調達してこれを建設し、貸付料又は譲渡代金により建設に要した費用等に係る債権を鉄道事業者より長期間にわたって回収しているところである。このため、機構を廃止した場合であっても、公的施設であるこれらの施設の保有、当該債権の長期間にわたる回収、財政投融资等の借入金の償還及び借換えのための新たな財政投融资等の借入金の償還のため、公的主体が必要となる。

○ 大規模な鉄道工事(地下トンネル等)については、NATM工法等の高度かつ特殊な技術力が必要であるが、これらの特殊技術を要する鉄道整備の需要の規模については限定的なものであり、機構を廃止した場合については、機構に代わってこれらの技術力を提供する者が不足することが考えられる。

(土地処分業務)

○ 旧国鉄等から承継した土地は準国有財産であって公共性の高い資産であり、その処分に当たって特に公平かつ公正に進めることが求められるとともに、その売却益は、旧国鉄職員の年金の給付に要する費用等の支払の原資となるものであり、これらの売却により最終的には可能な限りこの支払に係る国民の負担を軽減することが当業務の使命であり、公共的な主体である機構が実施する必要がある。

○ 実際の業務の実施に当たっては、可能な限り民間委託を行うこととしており、これまでも、売却準備のための更地化に必要な鉄道施設の移転撤去工事や土地売却に必要な売却地の測量登記、除草等の土地の維持管理、鑑定評価、入札公告時の新聞・パンフレット等の公告等を民間に委託している。

○ 旧国鉄等から承継した土地9,238haは、これまで順次処分した結果平成17年度首で223haまで縮小している(残った土地は、都市計画事業等が進行中であるなど売却条件が整わなかったり、平成17年度以降に地方公共団体等への売却が予定されているなど固有の事情を持っているもの。)

(船舶共有建造業務)

○ 内航海運事業者は、そのほとんどが資金力、担保力に乏しい中小企業(資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業)であり、このうち約半数が当該業務を利用して船舶を建造している。長期・低利・無担保で多額の建造資金を提供する民間金融機関は現在のところ存在しないため、仮に機構が廃止になった場合には、船舶を建造しようとする中小事業者の資金調達が困難になり、円滑な船舶の建造・代替が進まず、その結果、船舶の老朽化が進み、海上輸送における安全性の確保の観点から支障を来すことが予想される。また、モーダルシフトの促進やタンカーの二重船殻(ダブルハル)化による環境負荷軽減、物流効率化の促進、離島航路の維持・確保等といった重要な政策課題の実現が困難になる。

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

〔所管省庁名：国土交通省〕

【独立行政法人名】独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

7. 更なる民間開放 についての見解

(鉄道建設・保有業務)

○ 整備新幹線の鉄道施設については、全国新幹線鉄道整備法に基づき国土交通大臣から建設主体として指名を受けた機構が、国及び都道府県からの工事費の公的負担のもとで建設し、公的施設であるこれらの施設を保有し、営業主体に貸し付け、次の整備新幹線の建設においては、公的負担のほかに、当該貸付料も可能な分を充てて建設するスキームにより整備を進めているところであり、その際、公共法人としての税制上の特例を受けることも可能である。このため、建設主体として機構を指名することが適当である。機構が建設する場合であっても、具体の建設工事の施工については、その全てをゼネコン等の民間企業に発注しているところである。

○ 整備新幹線以外の鉄道施設については、従前から鉄道事業者(第一種鉄道事業者及び第三種鉄道事業者)が建設を行うこととされており、既に民間開放されているところである。機構が建設する場合であっても、具体の建設工事の施工については、その全てをゼネコン等の民間企業に発注しているところである。

(土地処分業務)

○ 今後とも、売却準備のための更地化に必要な鉄道施設の移転撤去工事や土地売却に必要な売却地の測量登記、除草等の土地の維持管理、鑑定評価、入札公告時の新聞・パンフレット等の公告等、民間への委託を推進する。

(船舶共有建造業務)

○ 船舶共有建造業務そのものは、特段法令等で規制されておらず、機構以外の法人が同様の事業を行うことは可能である。

※別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

〔所管省庁名：国土交通省〕

【独立行政法人名】独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

8. 個別の質問項目

①平成16年度の活動実績と今年度の予定について、各業務内容ごとに、詳しくご教示願いたい。

(別紙参照)

②鉄道建設・運輸施設整備支援機構が実施している業務内容について、民間では実施不可能なものがあれば、その理由と併せてご教示願いたい。

(鉄道建設・保有業務)

○ 整備新幹線の建設における国及び都道府県からの工事費の公的負担のもとでの建設、整備新幹線以外の鉄道施設の建設における財政投融資の借入れとその確実な償還及び公共施設であるこれらの鉄道事業者に対して貸し付ける施設の保有については公的主体でなければ実施することはできないものである。

(土地処分業務)

○ 旧国鉄等から承継した土地は準国有財産であって公共性の高い資産であり、その処分に当たって特に公平かつ公正に進めることが求められるとともに、その売却益は、旧国鉄職員の年金の給付に要する費用等の支払の原資となるものであり、これらの売却により最終的には可能な限りこの支払に係る国民の負担を軽減することが当業務の使命である。

(船舶共有建造業務)

○ 船舶共有建造業務そのものは、特段法令等で規制されておらず、機構以外の法人が同様の事業を行うことは可能である。しかしながら、資金力、担保力に乏しい中小事業者に対して、民間企業が長期・低利・無担保により多額の建造資金を提供することは困難であるため、船舶共有建造業務を行う民間企業は現在のところ存在しない。

③民間から提案のあった鉄道建設業務・土地売却業務については、民間企業への委託が進んでいるとのことだが、機構の実施する他の業務と併せて、どのような民間企業に委託がなされているのかについて、各業務ごとの実績をご教示いただきたい。

(鉄道建設・保有業務)

○ 機構が鉄道施設の建設を行う場合、具体の建設工事の施工については、その全てをゼネコン等の民間企業に発注しているところである。

(土地処分業務)

○ 売却準備のための更地化に必要な鉄道施設の移転撤去工事等については、建設会社、設計会社等へ、土地売却に必要な売却予定地の測量・登記については、公共嘱託登記土地家屋調査士協会へ、除草等の土地の維持管理業務については、建設会社等へ、また、売却予定地の鑑定評価については、不動産鑑定事務所等へ、入札公告時の新聞・パンフレット等の公告業務については、広告代理店、印刷会社等へ委託しており、平成16年度は約50億円の実績となっている。

※別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

8. ①(別紙)

| 業 務 | 平成16年度の主な活動実績 | 今年度の予定 |
|---|--|--|
| 1. 鉄道建設・保有業務 ① 整備新幹線の建設 (全体の工事の施工について は、その全てをゼネコン等の民間 企業に発注している。以下③ まで同じ。) | 東北新幹線(八戸・新青森間)、北陸新幹線(長野・富山間、石動・金沢間)及び九州新幹線(博多・新八代間)の建設を推進するとともに、東北新幹線(盛岡・八戸間)及び、九州新幹線(新八代・鹿児島中央間)の残工事を行った。 | 北海道新幹線(新青森・新函館間)、東北新幹線(八戸・新青森間)、北陸新幹線(長野・金沢間、福井駅間)及び九州新幹線(博多・新八代間)の建設を推進するとともに、東北新幹線(盛岡・八戸間)及び、九州新幹線(新八代・鹿児島中央間)の残工事を行う。 |
| ② 整備新幹線以外の鉄道施設の建設等 | ・小田急小田原線の複々線化、常磐新線(つくばエクスプレス)、みなどみらい21線(残工事)の新線建設工事等6社7線、合計94.4kmの建設を進めた。 なお、常磐新線については、平成16年度において土木工事がほぼ完了し、平成17年8月の開業に向けて駅等の開業設備工事を進めた。 ・機構が保有している青函トンネルの機能保全を維持するため、平成11年度から防災設備、通信設備等の改修工事を行っているが、平成16年度は、排水施設及び変電所施設等の改修工事を実施した。 | ・小田急小田原線の複々線化、常磐新線(つくばエクスプレス)、みなどみらい21線(残工事)の新線建設工事3社3線、合計73kmの建設を進める。 なお、常磐新線については、8月24日に開業し、開業後も引き続き残工事を行うものである。 ・青函トンネルについては、変電所施設等の改修工事を行う。 |
| ③ 受託業務 | 山梨リニア実験線、愛知環状鉄道線、中部国際空港連絡線及び仙台空港線の4線の工事を行った。 | 山梨リニア実験線、愛知環状鉄道線及び仙台空港線の3線の工事を行う。 |
| ④ 貸付及び譲渡業務 | 機構が建設した鉄道施設を鉄道事業者に貸し付けている北陸新幹線高崎・長野間等12線及び譲渡したみなどみらい線等31線について、鉄道事業者から貸付料・譲渡代金を収受し、建設資金として借り入れた財政投融資等の償還等を行った。 | 前年度同様、機構が建設した鉄道施設を鉄道事業者に貸し付けている北陸新幹線高崎・長野間等12線及び譲渡した常磐新線線等30線について、鉄道事業者から貸付料・譲渡代金を収受し、建設資金として借り入れた財政投融資等の償還等を行う。 |
| 2. 土地処分業務 | 約49haの土地を処分した。 | 18ha以上の土地を処分することとしている。 |
| 3. 船舶共有建造業務 | 物流効率化、モーダルシフトの推進等の環境対策、少子高齢化対策、離島航路の維持・確保等の政策課題に対処するため、平成16年度においては、旅客船3隻 3,369G/T、貨物船18隻 28,466G/Tの共有建造を行った。 | 平成17年度においては、平成16年12月公表の「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶動定見直し方針」に基づき、環境負荷軽減及び物流効率化を可能とするスーパーエコシップ(電気推進船)の普及促進を図ることとした。また、共有建造業務の対象を政策的意義の高いものに重点化した。具体的には貨物船について基幹的物流を担うものとして他に代替不可能な船舶を対象を限定するとともに、旅客船についても遊覧船の建造廃止等対象の絞り込みを行った。 その結果、平成17年度において旅客船13,700G/T、貨物船39,300G/Tの建造を予定している。 |